



2026 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問 合 先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する 共同協調行為の追加認定について

当社は、2026 年 2 月 25 日付適時開示「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」にて公表しましたとおり、当社の企業価値および株主の皆様との共同の利益を確保する観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に規定されているものをいいます。）を決定するとともに、同基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、当社株式の買付等への対応策を導入することを取締役会において決議し、2026 年 7 月 23 日付取締役会においてこれを継続・更新することを決定しております（以下、当該継続・更新した内容を含め、「本対応方針」といいます。）。

そして、当社取締役会は、2026 年 8 月 3 日付適時開示「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」（以下、2026 年 8 月 10 日付適時開示「（訂正）「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」の一部訂正について」における訂正内容を含めて、「2026 年 8 月 3 日付当社プレスリリース」といいます。）にて公表しましたとおり、当社独立委員会から受領した勧告書の内容を評価・検討した結果、同日時点で、第 1 回認定対象株主（注 1）、第 2 回認定対象株主（注 2）に加え、合同会社トイテラス、羽生忍氏及び成田帝氏（以下、三者をまとめて「第 3 回認定対象株主」といい、第 1 回ないし第 3 回認定対象株主を総称して「特定株主グループ」といいます。）による共同協調行為が存在し、特定株主グループは本対応方針における買付者等に該当することが認められると

判断いたしました。

(注1) 2026年1月31日時点の株主名簿に記載された一部の株主である前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社YN企画、情報システム販売株式会社、合同会社Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュースおよび株式会社TMフィナンシャルストラテジーを指します。詳細は2026年3月16日付適時開示「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」をご参照ください。

(注2) 2026年3月3日時点の株主名簿に記載された一部の株主である本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社およびイーグルファンドSP4号有限責任事業組合を指します。詳細は、2026年3月23日付適時開示「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」をご参照ください。

その後、当社独立委員会は、当社取締役会の諮問を受け、特定株主グループ以外の株主及びその関係者について、当社株式の保有状況並びに公表資料及び当社から提供を受けた資料に基づく動向を調査いたしました。その結果、当社取締役会は、本日、当社独立委員会から、特定株主グループと、2026年7月22日時点の株主名簿に記載された一部の株主である鈴木産業有限会社及び篠原洋氏（以下、二者をまとめて「第4回認定対象株主」といいます。）により共同協調行為が行われていると認定する勧告書（以下「本第5勧告書」といいます。）を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本第5勧告書の内容

本第5勧告書において、当社独立委員会は、第4回認定対象株主と特定株主グループとの間において、当社株式に関して共同協調行為が行われていると認定したこと及び第4回認定対象株主は「買付者等」に該当すると認められ、かつ、本対応方針に定める手続を遵守せず本対応方針に定める「買付等」を実行したと認められることについて勧告しております。

当該勧告の理由を含む本第5勧告書の全文（公表版）は、別紙をご参照ください。なお、別紙の本第5勧告書は、当社独立委員会の了承を得て一部仮名としております。

第4回認定対象株主

No.	会社名／個人名	代表者名
1	鈴木産業有限会社	丸山久哉氏
2	篠原洋氏	（個人）

2. 当社取締役会による評価・検討の結果

当社取締役会は、当社独立委員会による本第5勧告書の内容はいずれも合理的であり、本第5勧告書記載の事実等から、鈴木産業有限会社及び篠原洋氏による共同協調行為が存在していることが合理的に推認されるところ、共同協調行為の存在を否定するような別段の事情も存在しないことから、本日付の取締役会において、鈴木産業有限会社及び篠原洋氏について、特定株主グループとの間で共同協調行為が存在していると判断し、本日時点において、鈴木産業有限会社及び篠原洋氏は、本対応方針における買付者等に該当することが認められると判断しております。

3. その他

当社は、2026年8月3日付当社プレスリリースにて公表しましたとおり、2026年8月25日開催の当社臨時株主総会において、本対抗措置の発動に係る議案が承認可決された場合には本対抗措置の発動に向けた手続を進めていくこととしていたところ、2026年8月26日付「臨時株主総会決議ご通知」にてお知らせしましたとおり、同臨時株主総会において本対抗措置の発動に係る議案は承認可決されましたので、今後、2026年9月14日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様全員に対して、同プレスリリース別紙2「SAAF ホールディングス株式会社第1回A新株予約権発行要項」に記載の第1回A新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施する予定です。

ただし、買付者等が買付等を撤回した場合等において、当社独立委員会から新たな勧告があった場合には、当社取締役会は、当社独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止することを予定しております。当社が本新株予約権の無償割当ての中止を決定した場合には、当社は適時にその旨を開示いたします。

以上

第5勧告書

SAAFホールディングス株式会社
独立委員会

2026年9月8日

2026年9月8日

SAAFホールディングス株式会社 取締役会 御中

当委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本第5勧告書を提出いたします。

SAAFホールディングス株式会社 独立委員会

第1 はじめに

SAAFホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、2026年2月25日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」という。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、当社株式の買付等への対応策（以下「本プラン」という。）を導入することを決議した。そして、当社取締役会は、2026年2月25日付けで、本プランの導入にあたり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することを決議するとともに、当委員会に対して、下記第2（1）の事項（以下「本件諮問事項1」という。）を諮問し、さらに、2026年3月23日付けで、当委員会に対して、下記第2（2）の事項（以下「本件諮問事項2」という。）を諮問した。

当委員会は、本件諮問事項1及び本件諮問事項2について、2026年3月16日付勧告書（以下「第1勧告書」という。）、同月23日付第2勧告書（以下「第2勧告書」という。）及び同年4月9日付第3勧告書（以下「第3勧告書」という。）において、当社の一部の株主により共同協調行為が行われていると認定し、かつ、本プランに定める「買付者等」に該当する者が本プランに定める手続を遵守せず「買付等」を実行したと認定することに関する勧告を行った。

その後、当社取締役会は、2026年7月28日付で、当委員会に対して、下記

第2（3）の事項（以下「本件諮問事項3」という。）を諮問し、当委員会は2026年8月3日付第4勧告書（以下「第4勧告書」という。）において、共同協調行為に係る追加認定等について勧告を行ったが、今般、2026年9月3日付で当社取締役会から下記第2（4）の事項（以下「本件諮問事項4」という。）の諮問があり、調査した結果、当委員会は本第5勧告書のとおり勧告を行うこととした。

第2 諮問事項

当社取締役会から当委員会に対して諮問された事項は、以下のとおりである。

(1) 本件諮問事項1

2026年1月31日時点の当社株主名簿に記載された株主及びその関係者について、当社株式に関して本プランに定める「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」（以下「共同協調行為」という。）に該当する行為を行ったと認められるか。

(2) 本件諮問事項2

第1勧告書及び第2勧告書において共同協調行為を認定した、①前俊守氏（以下「前氏」という。）、②浅賀裕美子氏（以下「浅賀氏」という。）、③小白川貢氏（以下「小白川氏」という。）、④合同会社YN企画（以下「YN企画」という。）、⑤情報システム販売株式会社（以下「情報システム販売」という。）、⑥合同会社Happy horse（以下「Happy horse」という。）、⑦鈴木祥元氏（以下「鈴木氏」という。）、⑧野本豊氏（以下「野本氏」という。）、⑨アジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア

開発キャピタル」という。）、⑩株式会社セラ・インターナショナル（以下「セラ・インターナショナル」という。）、⑪日壁恵美子氏（以下「日壁氏」という。）、⑫株式会社アセットプロデュース（以下「アセットプロデュース」という。）、⑬株式会社TMフィナンシャルストラテジー（以下「TMフィナンシャルストラテジー」という。）、⑭本多敏行氏（以下「本多氏」という。）、⑮ミツワ樹脂工業株式会社（以下「ミツワ樹脂工業」という。）及び⑯イーグルファンドSP4号有限責任事業組合（以下「イーグルファンド」という。また、上記16名の株主を総称して「既認定株主」という。）並びにその関係者が本プランに定める「買付者等」に該当すると認められ、かつ既認定株主及びその関係者が本プランに定める手続を遵守せず、本プランに定める「買付等」を実行したと認められるか。

(3) 本件諮問事項3

① 合同会社トイテラス（以下「トイテラス」という。）、羽生忍氏（以下「羽生氏」という。）及び成田帝氏（以下「成田氏」という。）が、第1勧告書ないし第3勧告書において共同協調行為を認定した前氏、浅賀氏、小白川氏、YN企画、情報システム販売、Happy horse、鈴木氏、野本氏、アジア開発キャピタル、セラ・インターナショナル、日壁氏、アセットプロデュース、TMフィナンシャルストラテジー、本多氏、ミツワ樹脂工業及びイーグルファンド（以下、上記19名の株主を総称して「本特定株主グループ」という。）との間において、共同協調行為に該当する行為を行ったと認められるか。

② トイテラス、羽生氏及び成田氏を含めた本特定株主グループが本プランに定める「買付等」を実行したと認められるか。

③ 当社が上記②の買付等に対して、本プランに基づく対抗措置として新

株予約権の無償割当てを実行することが適切か。

④ 上記③の新株予約権の無償割当ての是非について、株主意思を確認することが適切か。

⑤ 上記④に基づき株主意思を確認する場合の株主総会の決議要件として、特別関係者として本特定株主グループ及び当社の取締役並びにそれらの関係者を除いた株主の過半数の賛成とすることが適切か。

(4) 本件諮問事項 4

鈴木産業有限会社（以下「鈴木産業」という。）及び篠原洋氏（以下「篠原氏」といい、鈴木産業と併せて「追加認定対象株主」という。）が、第1勧告書ないし第4勧告書において共同協調行為を認定した本特定株主グループとの間において、共同協調行為に該当する行為を行ったと認められるか。また、追加認定対象株主が本プランに定める「買付等」を実行したと認められるか。

第3 検討の方法

当委員会は、各委員会会合において、本件諮問事項 4 について、主に以下の方法により調査・検討し、下記第5記載の勧告の内容に至った。

1 共同協調行為等認定基準に基づく検討

当社は、当社の2026年2月25日付け「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」で公表されているとおり、共同協調行為がなされたか否かを判断するための客観的な基準として、別紙1「共同協調行為等の認定基準」（以下「本認定基準」という。）を制定している。

本認定基準は、株式の取得状況・時期（本認定基準1ないし4.）、他の上場会社における同種行為の有無・内容（本認定基準5ないし7）、資本的関係・人的関係（本認定基準8、9及び12）、当社に対する株主権の行使状況（本認定基準10）、当社の事業や経営方針に関する言動（本認定基準11）、その他の意思の連絡に関する事実（本認定基準13）という13の客観的指標に着目した上、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合判断の方法により共同協調行為を認定することとされている。

当委員会は、共同協調行為の有無に関し客観性をもって合理的に判断するのに適切かつ相当であるものと判断したことから、本認定基準に基づき、共同協調行為の該当性を検討した。

2 関連資料等の調査・検討

当委員会は、公表資料（当社及び各社の開示情報、新聞・雑誌・インターネット上の記事、同種事例の裁判例等を含む。）、当社から提供を受けた資料（当社株主名簿、振替口座簿記録事項通知、当社が取得した外部の調査会社作成に係る調査結果、当社が独自に入手した本件に関する計画メモ、社外有識者の意見書を含む。）、並びに当社が追加認定対象株主に対して送付した質問状（以下「本件質問状」という。）、及び当社が追加認定対象株主から受領した各回答書（回答がなかった場合にはその事実）に基づき、本プランに従って検討を行った（以上の当委員会が検討に用いた資料を総称して、「本件検討資料」という。）。

第4 前提事項

本第5勧告書は、以下の各事項を前提とする。

- (1) 本プランが、当社において、会社法、金融商品取引法、有価証券上場規程その他の適用法令等を遵守して導入されていること。
- (2) 本件検討資料の内容、及び当委員会が当社から説明を受けた情報が、本第5勧告書作成日現在において、真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないこと。また、これらの資料の内容及び情報以外に、当委員会の勧告の内容に影響を及ぼす可能性のある重要な事実又は情報は存在しないこと。
- (3) 第1勧告書、第2勧告書、第3勧告書及び第4勧告書における認定及び勧告の内容が維持されていること。

第5 勧告の内容

当委員会は、本件諮問事項4に対して、以下のとおり勧告（以下「本勧告」という。）をする。本勧告の理由は下記第6に記載のとおりである。

鈴木産業及び篠原氏は、本特定株主グループとの間において、当社株式に関して共同協調行為に該当する行為を行っていると考えられる。また、鈴木産業及び篠原氏は、本プランに定める「買付者等」に該当すると認められ、かつ、本プランに定める手続を遵守せず本プランに定める「買付等」を実行したと認められる。

第6 勧告の理由

1 追加認定対象株主による当社株式の取得及び処分の状況

追加認定対象株主による当社株式の取得及び処分の状況は、別紙2のとおり

である¹。

鈴木産業は、2026年3月末時点及び同年6月19日時点では、当社株式の保有数は0株であったところ²、同年7月21日から22日にかけて合計1,202,900株（議決権割合：4.96%）を取得している。

篠原氏は、2026年3月末時点及び同年6月19日時点では、当社株式の保有数は0株であったところ³、同年7月16日から22日にかけて合計28,500株（議決権割合：0.12%）を取得している。

2 鈴木産業に関する共同協調行為の認定

(1) 鈴木産業の概要

鈴木産業の代表取締役は丸山久哉（以下「丸山氏」という。）であり⁴、帝国データバンクレポート上、株式会社和円商事（代表取締役 本多敏行）が2025年9月に同社を買収し、同社株式を100%保有している。

鈴木産業は、2025年9月29日に増資し、同日、丸山氏が代表取締役に就任している⁵。

鈴木産業は、2026年7月22日時点において、当社株式1,202,900株（議決権割合：4.96%）を保有している⁶。

(2) 既認定株主との人的関係

¹ 振替口座簿記録事項通知に基づく。

² 当社2026年3月末株主名簿及び当社2026年6月19日株主名簿参照。

³ 当社2026年3月末株主名簿及び当社2026年6月19日株主名簿参照。

⁴ 鈴木産業の登記事項証明書参照。

⁵ 鈴木産業の登記事項証明書参照。

⁶ 当社2026年7月22日株主名簿参照。

2025年9月に鈴木産業を買収し、同社の100%株主となった株式会社和円商事の代表取締役は、既認定株主である本多氏である。丸山氏は、株式会社和円商事による買収と同時に鈴木産業の代表取締役に就任している。

また、インターネット上の記事によれば、「熊面鯉」の名前で活動する俳優の本名は「丸山久哉」であり、鈴木産業の代表取締役である丸山氏の氏名と一致するところ、外部の調査会社作成に係る調査結果によれば、丸山氏の登記上住所に、株式会社YM2エージェンシーのウェブサイトに掲載されている熊面鯉氏の写真と顔及び身体特徴が一致する容姿の人物が出入りしていることが確認されており、熊面鯉氏と鈴木産業の代表取締役である丸山氏は同一人物であることが強く推認される。そして、この人物が、株式会社和円商事の本店所在地である「東京都中央区日本橋久松町9番12号 和円ビル」に出入りするとともに、同人が和円ビル前に移動させた車両に本多氏が乗車し、同人がそのまま運転して発車するなどの状況が、外部の調査会社の調査によって確認されている（本認定基準9.）。

(3) 既認定株主との経済的關係

丸山氏は、既認定株主（本多氏）が代表取締役を務める株式会社和円商事が唯一の株主として影響力を有する鈴木産業の代表取締役であり、役員報酬を受ける立場にある（本認定基準8）。

(4) 当社株券等の取得時期の共通性

前記のとおり、鈴木産業は、2026年3月末時点及び同年6月19日時点では、当社株式の保有数は0株であったところ、同年7月21日から22日にかけて合計1,202,900株（議決権割合：4.96%）を取得している。

2026年7月22日は、既認定株主である前氏から臨時株主総会招集請求を受けて、当社が同臨時総会に係る基準日として設定した日であり、鈴木産

業は同基準日に向けて当社株式を短期間で大量に取得したものと認められるところ、本特定株主グループに属する当社株主のうち以下の株主も、同基準日に向けて当社株式を買い集め、保有株式数を大幅に増加させている⁷（本認定基準2ないし4）。

	2026年6月19日時点	2026年7月22日時点
情報システム販売株式会社	150,000株	300,000株
ミツワ樹脂工業株式会社	272,100株	1,346,500株
イーグルファンドS P 4号有限責任事業組合	546,800株	1,076,800株
合同会社トイテラス	1,070,000株	1,220,000株
成田帝氏	40,000株	125,100株

(5) 臨時株主総会における議決権の行使状況

鈴木産業は、2026年8月25日に開催された当社臨時株主総会において、同総会の招集を請求した既認定株主である前氏の勧誘方針のとおり、同総会で議決権を行使した他の本特定株主グループと同じく、会社提案の第1号議案に反対、株主提案（前氏提案）の第2号議案に賛成との議決権行使をした（本認定基準10）。

(6) 結論

以上の事実を総合すると、鈴木産業は、既認定株主（本多氏）との間に密接な人的関係が認められ、かつ、鈴木産業の代表取締役である丸山氏は、既認定株主（本多氏）が代表取締役を務める株式会社和円商事との間に経済的關係が認められる。そして、鈴木産業による当社株式の取得時期や取

⁷ 当社2026年6月19日株主名簿及び2026年7月22日株主名簿参照。

得した株式に係る議決権の行使状況には、本特定株主グループの一部と共通性が認められることから、鈴木産業は、本特定株主グループとの間において、当社株式に関して共同協調行為に該当する行為を行っているとは合理的に認められる。

なお、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実は認められない。

3 篠原氏に関する共同協調行為の認定

(1) 篠原顕二郎氏との関係

2026年7月22日時点の当社株主名簿に記載されている「篠原洋」と、日本橋通販本舗株式会社の代表取締役である篠原洋氏は同姓同名である。

同社の閉鎖登記簿上の代表取締役である篠原洋氏の住所（東京都江東区東砂2-12-37-914）⁸と、株式会社中部薬品工業の代表取締役である篠原顕二郎氏（以下「顕二郎氏」という。）の登記上住所（東京都江東区東砂二丁目12番37-914号）⁹は、少なくとも2021年8月から2024年2月の間、同一であることが認められ、また、両名の姓はともに「篠原」で共通している。

また、顕二郎氏は、2005年9月から2013年5月まで篠原洋氏が代表取締役を務める日本橋通販本舗株式会社の監査役に就任していた¹⁰ほか、篠原洋氏が代表取締役を務める株式会社FFBC-Managementの取締役及び篠原洋氏が

⁸ 日本橋通販本舗株式会社の閉鎖登記簿参照。

⁹ 株式会社中部薬品工業の登記事項証明書参照。

¹⁰ 日本橋通販本舗株式会社の閉鎖登記簿参照。

代表取締役を務める株式会社Hi-Bの監査役を現任している¹¹¹²。さらに、篠原洋氏が代表取締役を務めていたフォレストプロテクトジャパン株式会社において、顕二郎氏は同時期に監査役に就任していた¹³。

これらの事情から、当社株主名簿に記載の「篠原洋」と同姓同名である篠原洋氏は、顕二郎氏と親族関係にあることが強く推認される。

なお、当社株主名簿に記載の「篠原洋」の住所は「東京都中央区日本橋浜町3丁目3-1 トルナーレ1705」であるが、当社は、日本橋通販本舗株式会社の代表取締役篠原洋氏の登記上住所（東京都江東区東砂2丁目12-37-914）宛に「篠原洋」氏宛の質問状を送付した。同質問状は2026年8月22日に「お届け先にお届け済み」となったが、宛先違いである等の連絡はないことから、当社株主名簿に記載の「篠原洋」と日本橋通販本舗株式会社の代表取締役である篠原洋氏は同一人物であると合理的に認められる。

(2) 顕二郎氏を結節点とした既認定株主との関係

顕二郎氏は株式会社北紡（以下「北紡」という。）の取締役であるところ、2026年3月31日時点で、既認定株主である本多氏及びミツワ樹脂工業は北紡の大株主である（本多氏の持株比率2.83%、ミツワ樹脂工業の持株比率15.42%）¹⁴。

また、顕二郎氏が2018年6月から2020年4月まで取締役を務めたCMC JAPAN株式会社において、本多氏は2018年から現在まで同社取締役を務めている¹⁵ほか、顕二郎氏が2021年8月から代表取締役を務める株式会社

¹¹ 株式会社FFBC-Managementの登記事項証明書参照。

¹² 株式会社Hi-Bの閉鎖登記簿参照。

¹³ フォレストプロテクトジャパン株式会社の登記事項証明書参照。

¹⁴ 北紡の2026年6月29日付有価証券報告書参照。

¹⁵ CMC JAPAN株式会社の登記事項証明書参照。

中部薬品工業において、本多氏は2016年10月から2019年11月までの間、同社代表取締役を務めていた¹⁶。

このように顕二郎氏は既認定株主である本多氏及びミツワ樹脂工業と密接な人的関係を有するところ、前記のとおり顕二郎氏と篠原氏は親族関係にあることが強く推認されることから、篠原氏は顕二郎氏を結節点として既認定株主である本多氏及びミツワ樹脂工業と密接な人的関係を有することも強く推認される（本認定基準9.）。

(3) 当社株券等の取得時期の共通性

前記のとおり、篠原氏は、2026年3月末時点及び同年6月19日時点では、当社株式の保有数は0株であったところ、同年7月16日から22日にかけて合計28,500株（議決権割合：0.12%）を取得しており、かかる取得状況から、篠原氏は、当社臨時株主総会に係る基準日（2026年7月22日）に向けて当社株式を取得したものと認められる。他方で、前記のとおり、本特定株主グループに属する当社株主のうち以下の株主も、同基準日に向けて当社株式を買い集め、保有株式数を大幅に増加させている（本認定基準2.ないし4.）。

	2026年6月19日時点	2026年7月22日時点
情報システム販売株式会社	150,000株	300,000株
ミツワ樹脂工業株式会社	272,100株	1,346,500株
イーグルファンドSP4号有限責任事業組合	546,800株	1,076,800株
合同会社トイテラス	1,070,000株	1,220,000株
成田帝氏	40,000株	125,100株

¹⁶ 株式会社中部薬品工業の登記事項証明書参照。

(4) 臨時株主総会における議決権の行使状況

篠原氏は、2026年8月25日に開催された当社臨時株主総会において、同総会の招集を請求した既認定株主である前氏の勧誘方針のとおり、同総会で議決権を行使した他の本特定株主グループと同じく、会社提案の第1号議案に反対、株主提案（前氏提案）の第2号議案に賛成との議決権行使をした（本認定基準10.）。

(5) 結論

以上の事実を総合すると、篠原氏は、顕二郎氏を結節点として既認定株主（本多氏及びミツワ樹脂工業）との間に密接な人的関係が認められるうえ、同氏による当社株式の取得時期や取得した株式に係る議決権の行使状況には、本特定株主グループの一部と共通性が認められることから、篠原氏は、本特定株主グループとの間において、当社株式に関して共同協調行為に該当する行為を行っているとは合理的に認められる。

なお、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実は認められない。

4 買付等の実行の認定

(1) 追加認定対象株主を含めた本特定株主グループの保有株式数及び議決権割合

第4勧告書において認定したとおり、2026年7月22日時点において、本特定株主グループ全体の議決権割合は25.97%であり、引き続き20%を維持しているところ、本特定株主グループとの間において共同協調行為に該当する行為を行ったと認められる追加認定対象株主の2026年7月22日時点の議決権割合を加えると、グループ全体の議決権割合は31.05%となる。

したがって、追加認定対象株主は「買付者等」に該当すると認められる。

(2) 本プラン導入後の追加取得

前述のとおり、①鈴木産業は、2026年3月末時点及び同年6月19日時点では、当社株式の保有数は0株であったところ、同年7月21日から22日にかけて合計1,202,900株（議決権割合：4.96%）を取得し、②篠原氏は、2026年3月末時点及び同年6月19日時点では、当社株式の保有数は0株であったところ、同年7月16日から22日にかけて合計28,500株（議決権割合：0.12%）を取得し、本プラン導入日以降に当社株式を新たに取得している。

(3) 意向表明書の不提出

本第5勧告書作成日現在において、本特定株主グループ及び追加認定対象株主のいずれの者からも、上記（2）の追加取得を含めた買付等に関して当社に対して意向表明書は提出されていない。よって、本特定株主グループ及び追加認定対象株主は、本プランに定める手続を遵守しなかったと認められる。

(4) 結論

以上より、本特定株主グループに加え、追加認定対象株主は、本プランに定める「買付者等」に該当すると認められ、かつ、追加認定対象株主は、本プランに定める手続を遵守せず、本プランに定める「買付等」を実行したものと認められる（「買付者等」及び「買付等」の意義は、第4勧告書「1 「買付者等」及び「買付等」の意義」を参照）。

第 7 留保事項及び利用制限

1 留保事項

本第 5 勧告書は、本第 5 勧告書中に記載された事項に限定して解釈されなければならない。本第 5 勧告書において明示的に述べられていない如何なる事項についても、類推又は拡大解釈されてはならない。

また、本第 5 勧告書は、本件検討資料の内容及び当委員会が当社から説明を受けた情報が本第 5 勧告書作成日現在において真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないことを前提としており、当委員会は、それらの真実性、正確性、完全性等について、独自の検証を一切行っていない。

2 利用制限

本第 5 勧告書は、当社取締役会に対する本件諮問事項への勧告のみを目的とするものである。したがって、当社取締役会は、本第 5 勧告書の内容について、当委員会の全委員の書面又は電磁的記録による承諾を得ない限り、上記以外の目的で利用してはならない。

以 上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される買付者等を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「買付者等」の認定の前提となる「買付等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買付者等」には、「買付者等」の親会社及び子会社（買付者等を含め、「買付者等グループ」という。）、買付者等グループの役員及び主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、買付者等による当社株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、買付者等による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明等、買付者等による当社の経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日等、買付者等の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得している等、買付者等による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 買付者等が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の

株主のそれと重なり合っているか

6. 上記 5 の重なり合う期間において、当該他の上場会社（買付者等とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買付者等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記 5 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び買付者等（並びに認定対象者以外の者で買付者等と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か
8. 買付者等との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 買付者等との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係等準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、又は、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがある等の人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が買付者等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この 10 を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が買付者等のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この 11 を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買付者等のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係がある等、買付者等との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買付者等との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

追加認定対象株主による当社株式の取得及び処分の状況

26年		鈴木産業	篠原氏
	2/25時点	0	0
	3/31時点	0	0
	6/19時点	0	0
	6/20	0	0
	6/21	0	0
	6/22	0	0
	6/23	0	0
	6/24	0	0
	6/25	0	0
	6/26	0	0
	6/27	0	0
	6/28	0	0
	6/29	0	0
	6/30	0	0
	7/1	0	0
	7/2	0	0
	7/3	0	0
	7/4	0	0
	7/5	0	0
	7/6	0	0
	7/7	0	0
	7/8	0	0
	7/9	0	0
	7/10	0	0
	7/11	0	0
	7/12	0	0
	7/13	0	0
	7/14	0	0
	7/15	0	0
	7/16	0	19,000
	7/17	0	24,000
	7/18	0	24,000
	7/19	0	24,000
	7/20	0	24,000
	7/21	876,100	24,000
	7/22	1,202,900	28,500
	持株比率 ※7/22時点の発行済 株式総数は 24,446,958株	4.92%	0.12%
	議決権割合 ※7/22時点の議決権 総数は242,296個	4.96%	0.12%